

## 別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領

### 第1 趣旨

近年の野菜消費の多様化、野菜生産者の高齢化等の進展に伴い、野菜の需給及び価格の安定を図ることが重要な課題となっていることにかんがみ、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、一体的に特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施することにより、安定的な供給を図り、もって、野菜農業の発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

### 第2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の内容

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業は、農畜産業振興機構が、野菜価格安定法人が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業（以下「価格差補給交付金等交付事業」という。）につき補助金を交付するために必要な資金を造成し、これを財源として法第14条の規定に基づき当該価格差補給交付金等交付事業につき補助金を交付する事業とし、指定野菜に準ずる野菜の需給及び価格の安定を図るために特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という。）、野菜指定産地の補完的機能を有する都市近郊産地の整備及び野菜指定産地への計画的な育成を推進するとともに、中山間地域の中規模の野菜産地を育成することにより指定野菜の需給及び価格の安定を図るために指定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「指定野菜事業」という。）並びに特定野菜事業及び指定野菜事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う事業からなるものとする。

### 第3 野菜価格安定法人の価格差補給交付金等交付事業

#### 1 事業実施主体

- (1) この事業は、野菜価格安定法人が都道府県の指導の下に実施するものとする。
- (2) 野菜価格安定法人の会員又は出えん者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。
  - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、野菜価格安定法人の区域の全部又は一部をその地区とするもの
  - イ 森林組合又は森林組合連合会であって、野菜価格安定法人の区域の全部又は一部をその区域とするもの
  - ウ 3の(4)の相当規模生産者
  - エ 都道府県
  - オ 市町村
  - カ その他野菜価格安定法人の目的に賛同する者

#### 2 価格差補給交付金等交付事業の内容

この事業は、3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者が、野菜価格安定法人とあらかじめ締結する価格差補給交付金等の交付に関する契約に基づき、(2)の対象産地で生産される(1)の特定野菜等（以下「対象特定野菜等」という。）を(3)の対象市場群へ出荷した場合であって、当該対象特定野菜等の価格が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金（以下「価格差補給交付金」という。）を、当該相当規模生産者に特定野菜等供給産地育成価格差補給金（以下「価格差補給金」という。）を交付する事業とする。

##### (1) 特定野菜等

この事業の対象とする野菜（以下「特定野菜等」という。）は、次に掲げる野菜のうち都道府県知事（以下「知事」という。）がこの事業の対象として選定した野菜とする。

ア 特定野菜事業にあっては、特定野菜。

イ 指定野菜事業にあっては、指定野菜のうちたまねぎ及びばれいしょを除いた野菜  
((2)のイの複合地区、ウの地区及びエの地区に係るものにあっては、指定野菜)

(2) 対象産地

この事業の対象とする産地（以下「対象産地」という。）は、申請に基づき、特定野菜事業にあっては次のアの地区から、指定野菜事業にあっては次のイ、ウ又はエの地区から知事が地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して選定するものとする。

ア 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) その区域内の当該特定野菜の作付面積がおおむね5ヘクタール（生じいたけにあっては、その生産規模がおおむねほど木5万本相当）以上に達していること。ただし、こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつばその他知事が農産局長と協議して定める野菜については、地域の実情、栽培形態等に応じ、おおむね3ヘクタールを下限として、対象産地とすることができるものとする。

(イ) その区域内で生産される当該特定野菜のうち3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者により出荷が行われるもの数量の合計の当該特定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね3分の2（その地区が既に他の特定野菜等に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の特定野菜に係る対象産地としても選定しようとするものである場合（以下「複合地区の場合」という。）にあっては、おおむね2分の1。その区域内において、3の(4)の相当規模生産者、又は3の(4)のアの要件を満たす生産者を含む3の(3)の共同出荷組織が主体となって農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区の場合にあっては、3分の1。）を超えており、又は超える見込みが確実であること。

イ 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) その区域内の当該指定野菜の作付面積が、果菜類を除く野菜についてはおおむね10ヘクタール（複合地区の場合にあってはおおむね7ヘクタール）、果菜類についてはおおむね5ヘクタール（複合地区の場合にあってはおおむね3ヘクタール）以上に達しており、かつ、今後とも重要な野菜産地として存続することが確実であると見込まれること。

(イ) 指定野菜のうち3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者により出荷が行われるもの数量の合計の当該指定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね2分の1（その区域内において、3の(4)の相当規模生産者、又は3の(4)のイの要件を満たす生産者を含む3の(3)の共同出荷組織が主体となって農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区の場合にあっては、3分の1。）を超えており、又は超える見込みが確実であること。

(ウ) 当該指定野菜がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、別記1第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象産地となること。

ウ 農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区

エ 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定による特定農山村地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令

和3年法律第19号) 第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)含む。)のいずれかに該当し、かつ、林野率がおおむね2分の1以上である市町村の区域であること。

- (イ) その区域内の当該指定野菜の作付面積が、おおむね5ヘクタール(果菜類にあっては、おおむね3ヘクタール)以上に達していること。
- (ウ) 区域内指定野菜のうち共同出荷組織又は相当規模生産者により出荷が行われるもの数量の合計の当該区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね2分の1を超えていること。

### (3) 対象市場群

この事業の対象とする市場等(以下「対象市場群」という。)は、次に掲げる市場等(指定野菜事業に係る当該市場等はア及びイに掲げるものに限る。)であって、農産局長が別に定める区域に所在するものとする。

ア 法第10条第1項の生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に係る市場等であって、知事が定めるもの

イ 野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適當と認められる中央卸売市場及び地方卸売市場(アに掲げるものを除く。)であって、農林水産大臣と協議して知事が別に定めるもの

ウ ア及びイに掲げるほか、対象産地の属する都道府県の区域内に存する野菜の取扱量が大きくこの事業の対象とすることが適當と認められる地方公共団体の助成に係る流通施設であって、農林水産大臣と協議して知事が別に定めるもの

## 3 価格差補給交付金等交付事業の実施

### (1) 業務方法書の制定

ア 野菜価格安定法人は、保証基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、最低基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、負担金、価格差補給交付金又は価格差補給金(以下「価格差補給交付金等」という。)の交付、資金の管理その他価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な事項について業務方法書を定め、知事の承認を受けるものとする。

イ 知事は、業務方法書の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 野菜価格安定法人は、業務方法書を制定したときは、その写しを農畜産業振興機構に提出するものとする。

エ アからウまでの規定は、業務方法書の変更について準用する。

### (2) 契約の締結

価格差補給交付金等交付に関する契約を締結する方法及びその内容は、次によるものとする。

ア (3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者は、価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、農産局長が別に定める様式により当該特定野菜等の供給計画(以下単に「供給計画」という。)を作成し、知事に提出す

るものとする。この場合、共同出荷組織にあっては、当該対象産地の生産者等と共同して当該供給計画を作成するものとする。

イ 知事は、供給計画が当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適當と認めるとときは、地方農政局長と協議して承認するものとする。

ウ 地方農政局長は、イの協議があったときは、広域的見地から当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案し、所要の調整を行うものとする。

エ 供給計画は、次の事項について定めるものとする。

(ア) 月別生産計画に関する事項

(イ) 対象市場群別及び月別の出荷計画に関する事項

(ウ) 対象出荷期間別及び対象市場群別の交付予約計画数量に関する事項並びにキの特例 45、特例 50、特例 55、特例 60、特例 65 又は特例 70 を行う場合にあってはこれに関する事項

(エ) 共同販売の推進に関する事項 ((4)の相当規模生産者を除く。)

(オ) その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

(カ) キの特例 45、特例 50 又は特例 55 (2 の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象とする場合を除く。) を行う場合にあっては、農産局長が別に定める計画

オ 知事は、イの承認をしたときは、当該共同出荷組織又は当該相当規模生産者及び野菜価格安定法人にその旨を通知するものとする。

カ アからオまでの規定は、供給計画の重要な変更について準用する。

キ 野菜価格安定法人は、オの通知があったときは、(7)のアの業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前（これによることができない場合は、農産局長が別に定めるところによるものとする。以下ク、ケ及び(5)のアにおいて準用する。）で知事が別に定める期日までに、イの承認を受けた供給計画に即して、当該対象特定野菜等について、書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により交付予約数量、負担金等に関する定めを含む契約を(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と締結するものとする。この場合において、野菜価格安定法人は、次の(ア)及び(イ)の契約の締結を行うことができるものとする。

(ア) 特定野菜事業において、(7)のイの最低基準額の 11 分の 9 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 45」という。）、(7)のイの最低基準額の 11 分の 10 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 50」という。）又は(7)のイの最低基準額の 11 分の 12 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 60」という。）

(イ) 指定野菜事業において、(7)のイの最低基準額の 6 分の 5 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 50」という。）、(7)のイの最低基準額の 12 分の 11 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 55」という。）、(7)のイの最低基準額の 12 分の 13 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 65」という。）又は(7)のイの最低基準額の 6 分の 7 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 70」という。）

ク 野菜価格安定法人は、特定相当規模生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する(4)の相当規模生産者をいう。以下同じ。）の構成員、(4)の相当規模生産者又は(3)の対象特定野菜等の生産者が農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合は、(7)のアの業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前及び

業務対象年間の開始後で対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日までに、(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者とキの契約の交付予約数量の減少による変更又は解約を行うことができるものとする。

ただし、契約の解約は、対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日から当該対象出荷期間に係る(7)のウの(イ)の価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行う時

(当該交付申請及び当該請求を行うことがない場合は、当該対象出荷期間に係る(7)のウの(イ)の旬別平均販売価額又は価格差補給交付金等の通知時)までは、行うことができないものとする。

ケ 野菜価格安定法人は、(7)のアの業務対象年間の開始後に交付予約数量の増加又は力において準用するオの規定による通知によりキの契約の変更を必要とする場合には、対象出荷期間の開始前で知事が別に定める期日までに(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と契約を変更し、又は新たに(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と契約を締結することができるものとする。

#### (3) 共同出荷組織

野菜価格安定法人と契約を締結する出荷団体（以下「共同出荷組織」という。）は、対象特定野菜等の生産者から当該対象特定野菜等の出荷の委託（生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含む。以下同じ。）を受けて、当該対象特定野菜等を対象市場群に出荷する次に掲げる団体（指定野菜事業に係る共同出荷組織はアからウ及びキに掲げる団体に限る。）とする。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体（対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、次に掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するもののうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。）

(ア) 価格差補給交付金の交付及び負担金の分担の方法が衡平を欠くものでないこと。

(イ) 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(ウ) 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。

(エ) 当該団体の意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 森林組合

オ 森林組合連合会

カ 森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体（この事業の対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、ウの(ア)から(エ)までに掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するもののうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、対象特定野菜等の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体（この事業の対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、ウの(ア)から(エ)までに掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するもののうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。）

#### (4) 相当規模生産者

野菜価格安定法人と契約を締結する生産者（法人格のない団体である場合は、2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限る。以下「相当規模生産者」という。）は、対象特定野菜等の作付面積が次に掲げる規模に達している生産者であること。

なお、2の(2)のイの(ウ)に定める野菜が対象特定野菜等である場合のイにあっては、別記1第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象者であること。

ア 特定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね 1.5 ヘクタール（生しいたけにあってはその生産規模がおおむねほど木 2.5 万本相当）以上

イ 指定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね 2 ヘクタール以上

(5) 負担金及び交付準備金の造成

ア 野菜価格安定法人は、共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）と契約を締結し、又は変更したときは、業務方法書の定めるところにより、当該対象出荷期間の開始前に当該共同出荷組織等に負担金を拠出させるものとする。

イ 野菜価格安定法人は、アの負担金及び都道府県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、業務方法書で定める業務区分（対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間ごとに定められたものをいう。以下同じ。）ごとに価格差補給交付金等交付事業を行うための準備金（以下「交付準備金」という。）として積み立てるものとする。

ウ 野菜価格安定法人がイの業務区分ごとに積み立てる交付準備金の額（以下「交付準備金額」という。）は、当該業務区分について価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額とする。

エ ウの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 特定野菜事業にあっては、(7)のイの資金造成単価（特例 45 に係る資金造成単価にあってはこの額の 5 分の 7 に相当する額、特例 50 に係る資金造成単価にあってはこの額の 5 分の 6 に相当する額、特例 60 に係る資金造成単価にあってはこの額の 5 分の 4 に相当する額）に交付予約数量を乗じて得た額（以下「特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額」という。）の 3 分の 2 （特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜については、農産局長が別に定める割合）に相当する額

(イ) 指定野菜事業にあっては、(7)のイの資金造成単価（特例 50 に係る資金造成単価にあってはこの額の 3 分の 4 に相当する額、特例 55 に係る資金造成単価にあってはこの額の 6 分の 7 に相当する額、特例 65 に係る資金造成単価にあってはこの額の 6 分の 5 に相当する額、特例 70 に係る資金造成単価にあってはこの額の 3 分の 2 に相当する額）に交付予約数量を乗じて得た額（以下「指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額」という。）の 2 分の 1 に相当する額

オ エにかかわらず、当該業務区分が指定野菜事業に係るものであって当該業務区分において昭和 60 年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織の当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、次の額とする。

(ア) 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額が直前の業務対象年間の指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額から当該直前の業務対象年間に当該共同出荷組織に対して交付された価格差補給交付金の額（以下「交付済額」という。）を差し引いて得た額（以下「指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額」という。）を上回る場合にあっては、次の額の合計額

① 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額から指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額を差し引いて得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額

② 直前の業務対象年間の共同出荷組織等別必要造成額からその額に交付済額を当該直前の業務対象年間の指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を差し引いて得た額（以下「指定野菜事業関係前期残存

共同出荷組織等別必要造成額」という。)

- (イ) 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額が指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額を下回る場合にあっては、指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額に指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別必要造成額を指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額
- (6) 負担金の返戻

野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と交付予約数量の減少又は契約の解約を行ったときは、当該共同出荷組織等に対し、業務方法書に定めるところにより、当該業務区分で積み立てられている負担金を返戻するものとする。

- (7) 野菜価格安定法人の業務の準則

ア 業務対象年間

野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、共同出荷組織等の(2)のキの(ア)及び(イ)の契約の締結の機会を与える必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

イ 資金造成単価、保証基準額及び最低基準額

共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価及び対象特定野菜等の対象市場群において価格差補給交付金等を交付する基準となる保証基準額並びに最低基準額は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

ウ 価格差補給交付金等の交付

(ア) 野菜価格安定法人は、対象特定野菜等の旬別平均販売価額（共同出荷組織が生産者の出荷の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）に相当する額。ただし、対象出荷期間の旬別の日数が7日未満の旬については、その旬の販売価額を当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に加えるものとする。以下同じ。）が保証基準額を下回ったときに共同出荷組織に対し価格差補給交付金を、相当規模生産者に対し価格差補給金を交付するものとする。

(イ) 野菜価格安定法人は、(ア)の対象特定野菜等の旬別平均販売価額又は(エ)の価格差補給交付金等の額を共同出荷組織等に通知するものとし、共同出荷組織等は、当該旬が(ア)に規定するときに該当し、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後に、野菜価格安定法人に対し、価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行うものとする。

(エ) (ア)の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに次に掲げるとおりとする。

① 特定野菜事業においては、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が最低基準額（特例45にあっては最低基準額の11分の9に相当する額、特例50にあっては最低基準額の11分の10に相当する額、特例60にあっては最低基準額の11分の12に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額

② 指定野菜事業においては、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が最低基準額（特例50にあっては最低基準額の6分の5に相当する額、特例55にあっては最低基準額の12分の11に相当する額、特例65にあっては最低基準額の12分の13に相当する額、特例70にあっては最低基準額の6分の7に相当す

る額)を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額

(イ) 共同出荷組織等に対して交付する価格差補給交付金等の額(以下「交付金額」という。)は、業務区分ごとに、旬別の(ウ)の単価に、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、当該単価に対応する出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量(その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

#### (8) 価格差補給交付金等の削減

ア 野菜価格安定法人は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金等の額が特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額及び指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額(以下「共同出荷組織等別準備金総額」という。)(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)を超えるときは、価格差補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

イ 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と(2)のキの(ア)又は(イ)に係る特例45、特例50又は特例55(2の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。)の契約の締結を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、(2)のイの規定により知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、(7)のウの(ウ)の価格差補給交付金等の単価については、次の(ア)又は(イ)の額を上回ることができない。

(ア) 特定野菜事業において、特例45の締結を行っている場合にあっては(5)のエの(ア)の資金造成単価の7分の5、特例50の締結を行っている場合にあっては(5)のエの(ア)の資金造成単価の6分の5

(イ) 指定野菜事業において、特例50の締結を行っている場合にあっては、(5)のエの(イ)の資金造成単価の4分の3(2の(2)のイの(ウ)に定める野菜を特定野菜等とする場合にあってはこの単価の8分の7)、特例55の締結を行っている場合(2の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。)にあっては(5)のエの(イ)の資金造成単価の7分の6

#### (9) 資金の管理

野菜価格安定法人は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。また、野菜価格安定法人は、この事業に係る交付準備金を業務区分ごとに区分して経理するものとする。

### 第4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の実施

#### 1 実施計画の認定

(1) 第3の価格差補給交付金等交付事業を実施しようとする野菜価格安定法人は、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、対象特定野菜等の業務区分ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、当該対象特定野菜等に関する第3の3の(2)のキ、ク又はケによる契約を締結又は解約していることを証する書面を添えて、農畜産業振興機構に提出するものとする。

(2) (1)の場合において、実施計画が電磁的記録によって作成されたときは、書面に代え

て電磁的記録を添付することができる。

- (3) 農畜産業振興機構は、実施計画の内容がこの事業に定めるところに適合していると認めたときは、当該実施計画を認定し、その旨を野菜価格安定法人に通知するものとする。
- (4) 実施計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の業務対象年間
- イ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の交付予約数量
- ウ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の準備金総額(特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額又は指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額をいう。)、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額
- エ 第3の3の(5)のオに係るものにあっては、当該業務区分に係る共同出荷組織の共同出荷組織等別必要造成額及びその積算根拠
- オ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金(2に規定するものをいう。)の交付限度額
- カ その他事業の実施に必要な事項

- (5) (1)から(3)までの規定は、実施計画の変更について準用する。

## 2 価格差補給助成金の交付

- (1) 野菜価格安定法人は、1の(2)による認定を受けた実施計画に基づき、第3の3の(7)のウの価格差補給交付金等を交付しようとするときは、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を農畜産業振興機構に提出するものとする。
- (2) 申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
- ア 価格差補給交付金等の交付の対象となる業務区分ごとに、旬別の出荷実績数量、販売金額、平均販売価額、価格差補給交付金等の単価、交付対象数量及び価格差補給交付金等の金額
  - イ アの業務区分に係る共同出荷組織等ごとの交付予約数量、出荷実績数量、価格差補給交付金等の金額及び特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金額
  - ウ アの業務区分に係る交付準備金額
  - エ 指定野菜事業に係るものにあっては、当該業務区分に係る共同出荷組織ごとの共同出荷組織等別必要造成額及び共同出荷組織等別準備金総額
  - オ その他特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金(以下「価格差補給助成金」という。)の交付に必要な事項
- (3) 価格差補給助成金の額は、次によるものとする。
- ア 特定野菜事業にあっては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、当該共同出荷組織等に交付すべき価格差補給交付金等の金額(以下「要交付価格差補給交付金等金額」という。)に3分の1（当該特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜については、農産局長が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額を限度とする。
  - イ 指定野菜事業にあっては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、要交付価格差補給交付金等金額に共同出荷組織等別必要造成額を共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を当該要交付価格差補給交付金等金額から差し引いて得た額の合計額を限度とする。
- (4) 農畜産業振興機構は、(1)の申請書の内容が適当と認められる場合には、速やかに、価格差補給助成金を野菜価格安定法人に対して交付するものとする。
- (5) (4)による価格差補給助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、速やかに、価格差補給交付金等を共同出荷組織等に対して交付するものとする。

## 第5 業務の実施体制

特定野菜事業及び指定野菜事業の適正な実施を図るため、野菜価格安定法人又は共同出荷組織（共同出荷組織から事務の委託を受けた者を含む。）は、相当規模生産者又は第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に基づき農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

## 第6 農業経営収入保険事業に係る周知等

農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業に関する周知等について、次のとおり行うものとし、地方農政局長、知事又は野菜価格安定法人は、第3の事業の適正な実施を図るため、次について、共同出荷組織等の指導を行うものとする。

- 1 第3の事業において、契約の締結を行う場合には、あらかじめ、共同出荷組織にあっては第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者、特定相当規模生産者にあってはその構成員に対し、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第178条第1号に規定する事業を利用する者は、農業経営収入保険事業実施要領（平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知）第1章第4節の（1）の④に規定される野菜価格安定対策事業の同時利用の特例（以下「同時利用の特例」という。）を利用している者を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知することとする。
- 2 農業保険法第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある特定相当規模生産者の構成員又は第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者（同時利用の特例を利用している者を含む。）であって、第3の事業において契約の締結を行う者を除く。）は、当該特定相当規模生産者又は当該共同出荷組織に対し、第3の事業を利用しない意思及び期間を、当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該共同出荷組織又は当該特定相当規模生産者は、当該申告が適切に行われるよう促すこととする。また、当該保険関係が成立した又は成立する見込みのある構成員から当該申告を受けた特定相当規模生産者又は相当規模生産者は、野菜価格安定法人に対し、同様の申告をすることとする。
- 3 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受け、当該第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者に価格差補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（2により、第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者が第3の事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について通知することとする。

## 第7 生産出荷の指導等

- 1 知事は、この事業の円滑な推進を図るため、特定野菜等の計画的かつ安定的な生産及び出荷その他必要な事項について生産者、共同出荷組織、市場関係者等の指導を行うものとする。
- 2 第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者及び相当規模生産者が園芸施設を設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、野菜価格安定法人にあっては相当規模生産者、共同出荷組織にあっては第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設芸共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。
- 3 知事は、農林水産省が開催する農業の「働き方改革」検討会により取りまとめられた「農業の「働き方改革」経営者向けガイド」（以下「働き方改革ガイド」という。）の趣旨を踏まえ、共同出荷組織等に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業

における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第8 報告

- 1 野菜価格安定法人は、事業の実施状況につき農産局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、関係者から報告を徴することができるものとする。
- 3 野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく農畜産業振興機構が別に定めるところにより、その交付の結果を農畜産業振興機構に報告しなければならない。
- 4 野菜価格安定法人は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 5 野菜価格安定法人は、4で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、価格差補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。